

福生市環境基本計画 第3期中期実施計画

～私たちが変わり、私たちが変える エコシティふっさ～

令和3年3月

福 生 市

はじめに



環境問題は近年世界的に深刻化しており、地球温暖化、自然環境の破壊、大気や水質、土壌の汚染等、その内容は多種多様に及んでいます。国は、温室効果ガスの排出を令和32年（2050年）までに「実質ゼロ」とするカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを表明しています。東京都でも、令和元年12月に「ゼロエミッション東京戦略」を策定し、令和32年（2050年）までに世界のCO₂排出実質ゼロを目指すこと、そして大幅なリデュースと使い捨てプラスチックの廃絶、海洋プラスチック流出をゼロにするなどを掲げており、我々も一丸となって取り組んでいく必要があります。

福生市では、平成14年に環境基本条例を制定後、平成16年に環境基本計画を策定し、市民が健康で文化的な生活を営むとともに、環境への負荷の少ない持続可能な社会づくりに向け、さまざまな環境施策を推し進めてきました。環境基本計画は平成16年度から令和5年度までの20年間にわたる長期計画であることから、おおむね5年ごとに計画の総点検及び環境管理指標や施策の見直しを行い、着実な進行管理を行う目的で中期実施計画を改定しております。

今回の改定では、前回、第2期中期実施計画の策定の際に御協力いただきました福生市環境基本計画等改定市民会議の皆様などから御意見をいただき実施した「環境に関する市民アンケート」を通じて、現状の環境施策に対して市民の皆様がどのようなことを思い、感じ、望んでいるかの把握に努めました。

アンケート結果などを基に、施策の成果と課題を整理するとともに、環境基本計画の長期目標を基本とし、社会情勢や市政の実態と整合するよう指標及び目標値を定め、より実効性の高い計画として策定いたしました。

福生市が目指す「私たちが変わり、私たちが変える エコシティふっさ」の実現に向け、市民や事業者などの皆様との「協働」をさらに深化させ、私たち一人ひとりがこのまちの未来を思い、環境負荷低減のための具体的な行動を実践することが重要になってまいります。今後も着実な環境施策の推進に向けて、一層の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に際し、御尽力いただきました福生市環境審議会の皆様をはじめ、貴重な御意見をお寄せいただきました多くの市民の皆様に、心よりお礼を申し上げます。

令和3年3月

福生市長 加藤 育 男

目次

序 章 福生市環境基本計画「中期実施計画」について

第1節 計画の位置付け及び計画の期間	1
第2節 中期実施計画の位置付け	2

第1章 第2期中期実施計画の進捗状況と課題

第1節 「自然の保全・再生」分野の進捗と課題	3
1 自然の水循環、多摩川の保全・再生	3
2 都市の自然の保全・再生	7
第2節 「潤い豊かな安心できるまちの創造」分野の進捗と課題.....	10
1 福生らしい景観、資源を生かすまちづくり	10
2 安心して歩ける道・緑の街づくり	13
第3節 「暮らし方の変革・地球システムへの適合」分野の進捗と課題.....	17
1 ごみの発生抑制・資源化・適正処理の推進	17
2 地球環境問題・公害等への取組	19
3-1節 環境教育・学習の推進	22

第2章 第3期中期実施計画の施策

第1節 自然の保全・再生	25
1 自然の水循環、多摩川の保全・再生	25
2 都市の自然の保全・再生	27
第2節 潤い豊かな安心できるまちの創造	29
1 福生らしい景観、資源を生かすまちづくり	29
2 安心して歩ける道・緑のまちづくり	31
第3節 暮らし方の変革・地球システムへの適合	33
1 ごみの発生抑制・資源化・適正処理の推進	33
2 地球環境問題・公害等への取組	35

第3章 計画の推進・環境まちづくりの展開

第1節 環境教育・学習の推進	38
第2節 計画の推進	40
資料：策定経過	42
資料：取組指標の考え方	43

序章 福生市環境基本計画「中期実施計画」について

第1節 計画の位置付け及び計画の期間

福生市では、平成14年3月に福生市環境基本条例を制定しました。この条例に基づき、市民・事業者・市の協働を基調に、人と自然の共生する健全な福生市の実現に向けて、望ましい環境像の設定や目標・方策を明らかにするために、平成15年度の福生環境市民会議による「市民プラン」の提言を反映し「福生市環境基本計画」（平成16年度～令和5年度）を策定しました。なお、環境基本計画には、「市の具体的な取組」とともに、市民・事業者が行うことを期待する「市民事業」を計画の中に盛り込みました。

その後、平成16年12月には、計画に基づく事業を推進するため、福生市環境事業推進本部^{*}を設置し、「環境基本計画実行計画」及び「福生市の環境」を毎年度作成し、施策を推進しています。同時に、環境基本計画実行計画は福生市環境審議会に諮り、専門的な立場から評価・指導を受けています。

※平成26年7月から福生市環境事業推進会議へ名称変更

【福生市環境基本計画】

将来像	: 「私たちが変わり、私たちが変える エコシティふっさ」
基本目標	: 福生の自然や文化を伝えていきます
	: 人と暮らし中心のまちをつくります
	: 環境を考えライフスタイルを変えていきます

——計画体系——

- | | |
|---------------------|----------------------|
| ○自然の保全・再生 | ◇自然の水循環、多摩川の保全・再生 |
| | ◇都市の自然の保全・再生 |
| ○潤い豊かな安心できるまちの創造 | ◇福生らしい景観・資源を生かすまちづくり |
| | ◇安心して歩ける道・緑のまちづくり |
| ○暮らし方の変革・地球システムへの適合 | ◇ごみ発生抑制・資源化・適正処理の推進 |
| | ◇地球環境問題・公害等への取組 |
| ○計画の推進・環境まちづくりの展開 | ◇環境教育・学習の推進 |
| | ◇パートナーシップの確立 |
| | ◇計画推進体制の確立 |

第2節 中期実施計画の位置付け

(1) 環境基本計画「中期実施計画」の策定

環境基本計画は、20年を計画期間とする長期に及ぶ計画であり、その目標も相応に高いハードルが設定されています。この目標を達成するため着実な進行管理を行う視点から、平成23年3月に「福生市環境基本計画『中期実施計画』」（第1期：平成23年度～平成27年度）を策定しました。第1期中期実施計画の策定に当たっては、福生市環境基本計画等改定市民会議を組織し、環境基本計画における短期目標（平成20年度）を総点検し、軌道修正と新たに発生した課題への対応を加えた中間見直しを行いました。福生市ではその結果を踏まえて平成21年度に作成された「市民提言」を基に、「中期実施計画」を策定しました。

この「中期実施計画」は資源循環型社会形成、地球温暖化対策、生物多様性の確保など「環境政策」についてのマスタープランであるとともに、関連計画に対し、環境側面からの指針を示す役割を持つと位置付けられています。「中期実施計画」は、平成22年度よりスタートした福生市の最上位計画である総合計画（第4期）との整合を図るため、平成23年度から5年間の計画としました。

第1期中期実施計画に次いで、平成26・27年度には再度、福生市環境基本計画等改定市民会議（任期：平成26年9月1日～平成28年3月31日）を組織し、次期の中期実施計画の中で取り組むべき内容を「福生市環境基本計画第2期中期実施計画に向けた市民提言」として取りまとめました。この市民提言を基に、平成28年度からの5年間を計画期間とする第2期中期実施計画を策定しました。

(2) 第3期「中期実施計画」の策定

第2期中期実施計画が令和2年度で終了することから、本計画「第3期中期実施計画」を策定しました。環境基本計画が令和5年度までの計画であることから、中期実施計画の位置付けを踏まえ、本計画は令和3年度からの3年間を計画期間としました。また、環境基本計画の改定を3年後に控えていることから市民会議は新たに組織せず、市民アンケート、環境審議会及びその他の関連団体などへの意見聴取を行うことで市民意見を反映しました。



第1章 第2期中期実施計画の進捗状況と課題

第1節 「自然の保全・再生」分野の進捗と課題

1 自然の水循環、多摩川の保全・再生

(1) 自然の水循環、多摩川の水質・流量の改善

目標	<ul style="list-style-type: none"> ・市が主体性を発揮できる地下水のかん養や湧水保護といった、水循環の回復・保全に関わる取組を強化します。 ・川の上流から下流へのつながりや湧水・河川と生活の関わりを意識できるような情報発信により、市民の行動を促します。
----	---

【指標の達成状況】

	基準値 (H27)	H28	H29	H30	R1	R2 目標	達成 見込※
河川維持水量	4 m ³ /秒	6 m ³ /秒	4 m ³ /秒	7 m ³ /秒	8 m ³ /秒	4 m ³ /秒	①
湧水地点数	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所	①
河川環境や水環境に関心を持ち、生活の中で配慮している市民の割合	—	—	—	—	24.0%	36.3%	③

※ 表中の「H」は平成、「R」は令和の略であり、原則、年度を表記する。

※ 達成見込の表記は、令和2年度末に見込まれる状況を次の4段階で評価した。

①=達成できる見込、②=ほぼ達成できる見込、③=やや未達成見込、④=達成困難

○河川維持水量

結果としては目標を超える水準で安定傾向にありますが、調査時期の降雨量や水需要の影響なども考えられ、施策の効果との関係を特定することが困難です。引き続き注視していく必要があります。

○湧水地点数

大雨の際にのみ復活する地点もあり、雨水の地下浸透が減っているためと考えられますが、明確な因果関係を特定することが困難です。

○河川環境や水環境に関心を持ち、生活の中で配慮している市民の割合

市民アンケート結果の数値です。平成27年度では該当する調査を実施していないため基準値はありません。

令和元年度に実施した市民アンケート結果で河川環境に「関心がある」と回答した割合は24.0%で、目標値には届きませんでした。しかし河川環境について「市内への影響が不安」

と回答したのは 42.9%、「市が力を入れて取り組むべき」と回答したのは 39.9%と最も選択者の多い項目であったことから、身近な環境としての関心は非常に高いといえます。

【施策の実施経過】

①水質汚濁防止

毎年、広報による周知及び市内事業者に対して下水道法に基づく特定施設の届出・水質管理の指導を継続して行いました。

②河川維持水量の確保

流域 17 区市で構成する「多摩川整備促進協議会」を通じて国土交通省へ要望を行ってききましたが、近年の協議会での要望内容は治水に関するものが中心となっています。

③湧水の保護

大学との協働により、毎年 4～6 回程度、水質検査を行いました。その他、湧水の枯渇が見られた地点に対しては目視確認を行い、状況の把握に努めました。

「多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会」へ参加し、保全の取組についての情報収集を行ってききましたが、協議会活動自体が縮小傾向にあること、また協議会全体で防災への関心が高まっていることから、湧水保護の情報収集の場としては活用が難しくなっています。

④地下水のかん養・冠水防止

雨水浸透ますや雨水貯水槽の助成及び宅地開発における指導を行うことで、宅地内浸透施設の設置が進みました。

毎年、市内事業所から地下水揚水量報告書の提出があり、適正使用について指導を行いました。

⑤雨水の一時貯留、利用の促進

地球温暖化対策の一環として、公共施設における雨水利用を行いました。

⑥水循環の学習促進

毎年、下水道の啓発活動として、市内の子供を対象に多摩川上流水再生センター（昭島市）及びふれあい下水道館（小平市）の施設見学会を実施しました。

【課題】

- ✓ 法律や条例に基づく事業者などへの指導を実施してきましたが、規制対象外の汚水排出源に対するアプローチは十分にできていません。
- ✓ 川の上流から下流へのつながりや湧水・河川と生活の関わりを意識できる情報発信や学習機会の提供については不十分であり、市民の主体的な活動の広がりには至っていません。生活との関わりや流域を意識できるような発信の方法が必要です。
- ✓ 多摩川の河川維持水量と湧水地点については、状況を注視し、変化があった際に関係者間で情報を共有し原因を追究するための仕組みが必要です。

(2) 河川生態系の保全

目標	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が河川環境や生態系に親しむ機会を拡充し、保全活動への参加を促します。 ・希少種保全をはじめとする河川植生の再生の取組は、その意義を理解し主体的に関わる市民を増やし、パートナーシップで進めます。
----	--

【指標の達成状況】

	基準値 (H27)	H28	H29	H30	R1	R2 目標	達成 見込
水生生物調査による水質判定階級	I (きれいな水)	I (きれいな水)	I (きれいな水)	I (きれいな水)	I (きれいな水)	I (きれいな水)	①
川の自然観察等への参加者数	584人 (H26)	780人	721人	678人	830人	680人	①

○水生生物調査による水質判定階級

NPOや京浜河川事務所との協働により、水辺の楽校の活動として子供たちも参加して水生生物調査を実施しています。カワゲラやヘビトンボなどの指標生物の生息が確認され、「I (きれいな水)」の判定が維持されています。

○学習参加人数 (水辺の楽校など)

水辺の楽校のほか、小・中学校における多摩川の総合学習支援やヤマメの卵配付事業により、毎年多くの参加者が関わっています。

【施策の実施経過】

①水害予防対策

堆積土砂の除去や護岸などの補修・補強の実施、生態系に配慮した工法の採用について、「多摩川整備促進協議会」を通じて国土交通省へ要望を行いました。

②防災意識の高揚

平成 30 年度には地域防災計画の改定を反映した福生市防災マップ・多摩川洪水内水ハザードマップを全戸配布しました。ホームページにも掲載し、市内転入者に対しても漏れなく配布しました。

③川の自然観察などの促進

多摩川に生きる生物や植物について自然観察を行い、多摩川への理解を深める体験学習を実施しました。また、小学校で多摩川を題材とした総合的な学習の時間において支援を行いました。

④河川環境保全活動の促進

毎年、京浜河川事務所と協働で、6月の環境フェスティバルに合わせ多摩川中央公園沿い河川敷において、市民による河川清掃を実施しました。

多摩川河川敷の希少種であるカワラノギクの保全・復元を目指す「カワラノギクプロジェクト」の周知及び保全活動に参加し、河川植生の再生などを支援しました。

⑤多摩川に関する学習拠点の運営

多摩川をフィールドとした環境学習・研究活動や情報発信の拠点である、川の志民館の管理運営を行いました。

【課題】

- ✓ 国土交通省に対する継続した要望活動の成果もあり、多摩川の防災は進展しています。近年の台風や豪雨災害への備えとして防災のための工事が加速すると考えられますが、自然環境や親水性が損なわれないように要望していく必要があります。
- ✓ 防災意識の高揚については、防災マップ・ハザードマップを活用した日頃の備えにつなげる必要があります。「気候変動への適応」の視点も求められます。
- ✓ 希少種保全など河川植生再生の取組は、市民団体や専門家を含むパートナーシップで実施してきていますが、一般市民の認知度が低い状況です。保護と周知のバランスを見極めながら、市民の関心を高める工夫が必要です。

2 都市の自然の保全・再生

(1) 4つの自然軸¹の保全

目標	これまで可能な限り拡大してきた樹林地や身近な緑について、関係する市民と場所ごとの特性に応じた保全方針を共有しながら、質の向上を進めます。
----	--

【指標の達成状況】

	基準値	H28	H29	H30	R1	R2 目標	達成見込
市域に占める空から見た緑と水の割合	28.6% (H25)	—	—	—	29.7% (H30)	現状維持	①
保存樹林地面積	6,149 m ² (H26)	2,969 m ²	2,969 m ²	2,969 m ²	2,969 m ²	現状維持	③
保存生垣延長	3,143m (H26)	2,930m	2,890m	2,767m	2,661m	現状維持	③

○市域に占める空から見た緑と水の割合

5年ごとに東京都が実施する「みどり率調査」の結果を用いています。平成30年度に「緑」の抽出方法が変更になったため基準値と厳密な比較はできませんが、水と緑の割合はおおむね維持されています。

○保存樹林地面積および保存生垣延長

対象が民有地であるため、相続などの影響により減少する傾向にあります。新たに拡大することも現実的には困難な状況があります。

【施策の実施経過】

①樹林地等の開発抑制・保全

福生市宅地開発等指導要綱に基づき、該当する開発案件について協議するとともに、該当する案件については緑化や植樹の指導を行いました。

福生市の緑を守り育てる条例に基づき、保存樹林地などの指定及び奨励金の交付を行いました。同条例に基づき、生垣の設置に係る費用補助制度について広報、ホームページで周知してきましたが、計画期間中に補助の実施はありませんでした。

【課題】

- ✓ 協定書に基づき所有者に現状保全を依頼していますが、宅地開発により宅地介在山林の面積が減少しています。相続などによる異動のため維持保全が難しく、市民への周知活動のみでは、目標達成は難しい状況です。
- ✓ 「4つの樹林帯の永続的な保全」については自然生態系の観点から十分な保全が図られているとはいえ、樹林地の重要性を市民が認識することと併せて課題となっています。

¹ 4つの自然軸…立川段丘崖、玉川上水沿い、拝島段丘崖、多摩川沿いの4つの樹林帯を指す。

(2) 都市の自然生態系の再生

目標	身近な公園の維持管理については、公園ボランティア等の制度を充実させ、市民による維持管理活動の質を高めます。
----	---

【指標の達成状況】

	基準値	H28	H29	H30	R1	R2 目標	達成見込
市と市民の協働によって緑と水の質が高められている場所	43 か所 (H25)	59 か所	57 か所	58 か所	60 か所	49 か所 (R5)	①
市域に占める利用できる水と緑の割合	10.3% (約 106ha) (H25)	—	—	10.3% (約 106ha) (H29)	—	10.9% (約 112ha) (R5)	③

○市と市民の協働によって緑と水の質が高められている場所

公園ボランティア、福生萌芽会、みずくらいど公園ボランティア、加美上水公園自然塾などボランティア活動が継続して盛んに実施されています。

○市域に占める利用できる水と緑の割合

おおむね維持されており、多摩川河川敷の公園やまちなかの身近な公園は多くの市民に親しまれています。

【施策の実施経過】

①街区公園等の維持管理

市街地の身近な公園を適正に維持管理するために、公園ボランティアと協働で清掃、除草などを行い、公園内の美化に努めました。

②自然再生事業の展開

市民団体との協働で、都市計画公園や都市緑地などの樹林地の自然再生の取組を推進しました。

③生態系の調査・研究の推進

市民からの情報提供を受けるため定期的な広報掲載を行うとともに、委託によりアライグマ、ハクビシンの捕獲防除を行いました。平成 30 年度からは定点・検証地・市民宅における捕獲を実施しています。

平成 30 年度からの新規事業として、クビアカツヤカミキリの駆除・防除を行いました。多摩川堤防沿い桜並木及び旧ヤマジュウ田村家住宅の防除対策と市内公共施設及び市が管理している施設についての生息・被害状況調査を実施するとともに、市民説明会、広報などによる周知を図りました。

福生地域ネコの会の定例会などで情報共有、広報などによる地域猫地域猫制度などの PR を行うとともに、団体に去勢・不妊手術費の助成を行いました。平成 28 年度には福生地域ネコ

の会が行った、学童クラブ及びふっさっ子の広場における動物愛護の啓発活動をコーディネートしました。

【課題】

- ✓ 公園や緑地の管理には多くの市民ボランティアが関わっています。ボランティアと各公園・緑地の現状や整備方針について共有するとともに、公園設備の長寿命化にも取り組む必要があります。
- ✓ 生態系保全の観点だけでなく景観保全の観点からも、外来種の駆除・防除が重要な課題になってきています。

第2節 「潤い豊かな安心できるまちの創造」分野の進捗と課題

1 福生らしい景観、資源を生かすまちづくり

(1) 景観まちづくり

目標	<ul style="list-style-type: none"> ・景観まちづくりの取組に関わる事業や組織の関係を明確にし、自然・歴史・文化的景観資源を生かしたまちづくりについて実現可能なものから順次進めていきます。 ・ごみのポイ捨てや歩行喫煙など個人のマナーやモラルの向上を働き掛けます。
----	---

【指標の達成状況】

	基準値	H28	H29	H30	R1	R2 目標	達成見込
地区計画策定数	2件 (H25)	3件	3件	3件	4件	3件 (R1)	①
福生らしい景観の保全に満足している市民の割合	43.0% (H26)	—	—	—	63.5%	50% (R2)	①

○地区計画策定数

地区の特性にふさわしい良好な環境を整備・保全するために定められる計画であり、令和元年度に富士見通り地区が追加されたことから、現在は4か所で定められています。

○福生らしい景観の保全に満足している市民の割合

市民アンケート結果の数値です。平成27年度に実施した市民アンケートでは、福生らしい景観の保全の取組に「とても満足」「やや満足」と回答した市民は合わせて43.0%でしたが、令和元年度に実施したアンケートでは同様の項目で63.5%と、目標を大きく上回る結果でした。

【施策の実施経過】

①自然・歴史・文化的景観資源の保全・活用

まちづくり景観推進連絡会において、自然・歴史・文化的景観資源の保全・活用について検討しました。まちづくり景観推進連絡会主催のまちづくり景観フォーラムでは、参加団体の活動報告と意見交換などを行いました。また、平成30年度には景観重要資源指定箇所説明板2か所、標柱7か所を設置、景観重要資源所有者が資源を維持管理する際の助成制度を開始しました。

市民ボランティアガイドと協力し、古民家団体見学ガイド、文化財・史跡ガイドツアーを実施しました。

多摩川堤防沿いの桜の長寿命化と保全を図るため、せん定などの措置を行いました。

②屋外広告物の規制

違反広告物撤去協力員とともに貼り紙など違法広告物の撤去を実施しました。

③清潔で美しいまちの維持

清潔で美しいまちづくり重点区域において、事業委託により市内清掃と条例周知を行いました。また、町会・自治会による一斉清掃の実施を支援しました。

道路美化ボランティア団体からの年度末の活動報告に基づき、道路清掃に必要な消耗品などの支給を行いました。

町会・自治会が主体的に行う町内美化活動などの各種事業に対し、交付金を交付することで支援しました。

【課題】

- ✓ 歴史・文化的背景のある景観や自然環境の保全が進んでおり、福生らしい景観への市民満足度は高くなっています。マナーアップ指導員の巡回指導や清掃活動により、指定喫煙所での適切な喫煙や重点区域内の美化につながっていますが、市内全域におけるポイ捨てや歩行喫煙に対しては従前に増して市民の目が厳しくなっているようです。

(2) 玉川上水などを生かしたまちづくり

目標	市内の遊歩道、散策路の整備とネットワーク化を念頭に置き、その一環として玉川上水や熊川分水の沿川整備や散策ルート設定を実施します。
----	--

【指標の達成状況】

	基準値 (H27)	H28	H29	H30	R1	R2 目標	達成 見込
熊川分水の保全予定区間における協定締結数	2 か所	4 か所	4 か所	4 か所	6 か所	6 か所	①

○熊川分水の保全予定区間における協定締結数

熊川分水が通る民有地のうち、市民の目に触れる地点について協定に基づく保全を実施しています。所有者の協力により、計画のとおり協定の締結を進めることができました。

【施策の実施経過】

①玉川上水沿いの遊歩道化

玉川上水沿いをできるだけ生かした散策コースについて、まちづくり景観推進連絡会及び玉川上水・熊川分水に関わる市民団体と情報交換を行いました。

②散策路のネットワーク化

玉川上水や熊川分水をはじめとする歴史的・自然的景観資源と市街地を結ぶ散策ルートについて、これまでに累計で全 14 コースを設定しました。

観光客の誘客促進を目的として、市内 8 か所の観光案内版を毎年順番に書き換えています。また、インバウンド向けに 4 か国語で表記した多言語対応としており、観光客誘導のため、主要な観光資源を回る散策コースを記載しました。

③熊川分水を生かすまちづくり

平成 29 年に、熊川分水の一部を福生市まちづくり景観条例に基づく景観重要資源第 1 号に指定しました。指定箇所のうち石積みの修復が必要な箇所については、補修工事を実施しました。

市と土地所有者が無償使用の協定を締結している箇所については、適切に保全するため維持管理を行いました（再掲）。

熊川分水保全事業の実施状況に基づき、維持補修を実施しました。

【課題】

- ✓ 玉川上水、熊川分水を含む市内の散策ルートを 14 コースまで増やし、これを活用するための取組が進んでいます。一方で玉川上水沿いの散策ルートづくりは、民有地であるため新たな設定の実現は難しい状況です。

2 安心して歩ける道・緑の街づくり

(1) 安心できる道路・都市施設の整備

目標	<ul style="list-style-type: none"> ・車優先から人優先の都市構造へのシフトを進めるため、生活道路や中心市街地の「歩行者・車いす優先」の整備を進めます。 ・人が集まる活気のある市街地を形成するため、中心商業地区における賑いを創出します。
----	--

【指標の達成状況】

	基準値	H28	H29	H30	R1	R2 目標	達成見込
公共施設のバリアフリー化率	5/16 施設 (H25)	6/16 施設	7/16 施設	7/16 施設	8/16 施設	8/16 施設 (R1)	①
コミュニティビジネスの新規創業数 (累計)	2 件 (H26)	4 件	5 件	6 件	8 件	8 件 (R2)	①
バリアフリー対応歩道の市道延長	6,788m (H25)	8,698m	8,698m	10,024.53m	10,024.53m	8,859m	①
狭あい道路路線数	279 路線 (H26)	279 路線	279 路線	274 路線	274 路線	274 路線 (R1)	①

○公共施設のバリアフリー化率

バリアフリー推進計画に基づき、公共施設におけるバリアフリー設備の導入が進みました。

○コミュニティビジネスの新規創業数 (累計)

支援事業補助金の制度を活用し、新規創業につながりました。

○バリアフリー対応歩道の市道延長および狭あい道路路線数

道路整備計画に基づき、市道の安全化に向けた整備が進みました。

【施策の実施経過】

① バリアフリーの推進

バリアフリーに関する情報提供を通じて、施設所管課に対する意識啓発を図り、公共施設におけるバリアフリー化を推進しました。

② 中心商業地区の安全化・快適化

コミュニティビジネスセミナーや三市創業支援事業協議会におけるセミナーの実施、商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金を活用したイベントやマップ作製を支援しました。コミュニティビジネス支援事業補助金を活用した新規創業が毎年継続してありました。また、装飾灯の電気代補助によるにぎわい創出を実施しました。

③ 生活道路の安全化

通学路点検などから市内の危険箇所や補修を必要とする箇所を定め、交通管理者と協議の上、安全対策を検討しました。

④耐震化の促進

昭和 56 年以前に建築された 2 階建て以下の木造住宅に対し、耐震診断及び耐震改修の助成制度について、広報及びホームページにより周知し、毎年 1 件の助成を行いました。

【課題】

- ✓ 公共施設のバリアフリー化、市道のバリアフリー化や狭あい道路解消により、「歩行者・車いす優先」の整備が進みました。道路に関しては用地の制約もあり今後の拡大が難しく、適切な維持管理が主眼となります。

(2) 緑豊かな優れた居住環境づくり

目標	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用や周辺環境に即した緑の維持・向上を図り、市内緑地全体の環境改善を促します。 ・市民、市民団体、行政等が連携した生産緑地をはじめとする農地の保全に取り組みます。
----	---

【指標の達成状況】

	基準値	H28	H29	H30	R1	R2 目標	達成見込
緑視率	約3% (H25)	—	—	3%	—	約8% (R5)	③
市域における農地の減少率	年平均 3% (H12-22)	年平均 3.2% (H23-28)	年平均 1.99% (H23-29)	年平均 1.99% (H23-30)	年平均 2.35% (H23-R1)	年平均 2% (H23-R2)	③
保存生垣延長 (再掲)	3,143m (H26)	2,930m	2,890m	2,767m	2,661m	現状維持	③

○緑視率

緑の基本計画の改定に合わせて実施する調査の結果を用いています。直近の調査では3%を維持していますが、新たにまとまった緑の面積を確保することは現実的でなく、目標の達成は困難な見込みです。

○市域における農地の減少率

農地の宅地化が進んでおり、目標の達成は困難な見込みです。

【施策の実施経過】

①住宅や事業所などの緑化

福生市宅地開発等指導要綱に基づき、該当する開発案件について協議するとともに、該当する案件については緑化や植樹の指導を行いました。(再掲)

②公共施設等の緑化

緑の基本計画に基づき、公共施設の整備時に緑化を推進しました。

平成29年度 もくせい会館、防災食育センター

平成30年度 扶桑会館

令和元年度 市営駐車場

③生産緑地の保全・活用

平成28年7月から、くるみるふっさで毎月第3土曜日に地場産野菜の直売を開始し、農業者の販路拡大と福生の農業、JA直売所のPRを実施しました。また、対象の施設について外柵などの腐食に対する基盤整備工事も実施しました。市民農園については使用期間の延長や作付時期を考慮した工事期間の設定などにより、利便性が向上しました。

④花や緑のあるまちづくり

市内生産者に草花苗の生産及び配布を委託し、花いっぱい運動の実施につなげ、農業振興を図りました。

市民団体に委託して花いっぱい運動を展開し、コンテストを実施しました。

花や緑あふれるまちづくりを展開するため、適切に花壇管理を実施しました。

【課題】

- ✓ 花いっぱい運動や福生市宅地開発等指導要綱に基づく指導などにより、花や緑のあるまちづくりに一定の効果はあったと考えられます。しかし市内の生産量が減少していることから、草花苗の配布数が減少傾向にあり、花いっぱい運動の実施方法に工夫が必要になります。
- ✓ 市内の農地については、所有者の事情により維持できないケースがあり、農地による緑地の確保が困難な状況にあります。

第3節 「暮らし方の変革・地球システムへの適合」分野の進捗と課題

1 ごみの発生抑制・資源化・適正処理の推進

(1) ごみの発生抑制・処理負担の適正化

目標	平成 26 年 4 月にスタートした新たなごみ収集体制の下、適正な分別と資源化を継続します。
----	--

【指標の達成状況】

	基準値	H28	H29	H30	R1	R2 目標	達成見込
ごみ排出量(集団回収を除く。)	16,277 t (H26)	16,026 t	15,652 t	15,523 t	15,479 t	15,000 t (R1)	③
1人1日当たりごみ排出量	760.9 g (H26)	748.7 g	733.5 g	728.8 g	733.0 g	728.7 g	

○ごみ排出量(集団回収を除く)及び1人1日当たりごみ排出量

第4期総合計画に定められていた目標に基づくものです。ごみ排出量に加え、参考値として1人1日当たり排出量の推移も掲載しました。ごみ排出量は減少傾向にあるものの、目標達成は困難な見込みです。1人1日当たりごみ排出量は年度ごとの増減はあるものの、目標値に近い水準で推移しています。

【施策の実施経過】

①ごみを減らす生活の呼び掛け

広報ふっさ(毎月15日号)にて、ごみ、資源収集情報を掲載しました。さらに、清掃だよりを発行し、ごみ減量を呼び掛けました。

②事業系一般廃棄物の減量

各事業所から事業系一般廃棄物処理計画書を提出していただくことにより、ごみ減量と資源化を呼び掛けました。また、拡大生産者責任の明確化と「EPR(生産者責任)法」の整備について、東京都市長会を通じて国に要請するよう、継続して要望しました。

③ごみに関する学習機会の提供

小学4年生の社会科学習に活用する副読本「ごみのゆくえ」を全小学校に配布し、各学校で活用してもらうことで、ごみの問題に関わる継続的な学習を推進しました。

【課題】

- ✓ 新たな課題として社会的にも関心が高まっている食品ロスやプラスチックの削減についても取組を始めており、これを強化していくことが求められます。

(2) 資源化・適正処理のためのシステム構築

目標	平成 26 年 4 月にスタートしたごみ収集体制の効果を踏まえ、更なる資源化・循環型社会形成の取組の可能性を探ります。
----	---

【指標の達成状況】

	基準値 (H27)	H28	H29	H30	R1	R2 目標	達成 見込
総資源化率	37.0%	35.5%	35.7%	35.0%	34.3%	42.0% (R1)	④

○総資源化率

リサイクルセンターにおける不燃廃棄物の資源化、し尿処理汚泥の堆肥化を新たに開始し、再資源化の拡大を進めましたが、目標達成は困難な状況です。

【施策の実施経過】

①分別による資源化

平成 26 年 4 月から、全ての資源が自宅及び集積所から排出できるようにして、資源化の促進を図りました。また、廃棄物減量監視事業を原則年 4 回実施しました。

②バイオマス資源化

市民から分別収集したせん定枝を資源化しました。生ごみ堆肥化容器の貸与、生ごみ処理機器購入費補助により、家庭における生ごみの資源化を支援しました。

③地域リサイクルシステムの強化

資源回収実施団体に対し報償金を交付することで、地域における資源化活動を支援しました。

市民団体が実施したフレンドシップパークフリーマーケット及び熊川フリーマーケットについて、広報、HP に日程などを掲載して周知に協力しました。

④適正な中間処理・最終処分の推進

埋め立てごみを減らすために、リサイクルセンターでの選別の徹底及び不燃廃棄物などの資源化を実施しました。令和元年度からは、し尿処理の堆肥化を実施しました。

【課題】

- ✓ 総資源化率の改善のためには、生ごみの水切りや雑紙、プラスチックの燃やせるごみからの分別など、分別・資源化の更なる徹底とともに、発生抑制が必要です。
- ✓ 発生抑制のためには市民一人ひとりの生活における配慮だけでは限界があり、事業者と協力した売り方・買い方の転換が求められます。

2 地球環境問題・公害等への取組

(1) 地球温暖化対策への取組

目標	近年のエネルギー需給や地球温暖化対策に関する国内外の議論などを踏まえ、地球温暖化対策の方針を明確にして取り組みます。
----	--

【指標の達成状況】

	基準値	H28	H29	H30	R1	R2 目標	達成見込
市民一人当たりのCO ₂ 排出量(横田基地分を除く民生家庭部門)	1,189 kg-CO ₂ (H24)	1,153 kg-CO ₂ (H26)	1,042 kg-CO ₂ (H27)	1,007 kg-CO ₂ (H28)	1,059 kg-CO ₂ (H29)	784 kg-CO ₂	④
市有施設の温室効果ガス排出量(市地球温暖化対策実行計画)	3,967,567 kg-CO ₂ (H26)	4,050,184 kg-CO ₂	4,295,085 kg-CO ₂	4,380,311 kg-CO ₂	4,038,155 kg-CO ₂	4,190,723 kg-CO ₂	①

○市民一人当たりのCO₂排出量(横田基地分を除く民生家庭部門)

民生家庭部門の一人当たり排出量は目標を大きく超過しており、達成は困難な状況です。

○市有施設の温室効果ガス排出量(市地球温暖化対策実行計画)

市有施設の温室効果ガスについては、第3次地球温暖化対策実行計画にて目標を定め、環境マネジメントシステム(F-e)による独自の進行管理を行ってきた結果、新型コロナウイルス感染症の影響を除けば、目標を達成できる見込みです。

【施策の実施経過】

①地球温暖化対策の枠組みの明確化

オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」が公表する最新の推計データを利用し、市域の温室効果ガスの進捗管理を実施しました。また、第3次地球温暖化対策実行計画に基づき、市有施設の温室効果ガス排出量の進捗管理を実施しました。

市有施設については、F-eの効果的な運用のため、市民監査委員とともにシステムの見直しを随時実施しました。

②省エネルギーの促進、クリーンエネルギーへの転換

市民や事業者における省エネルギーの促進、クリーンエネルギーへの転換を支援するため、次のような取組を展開しました。

- ・ ふっさ環境フェスティバルでゴーヤの苗配布及びみどりのカーテン講習会及びコンテストを実施
- ・ 家庭での節電対策として、夏季は「福生まちなか涼み処」、冬季は「福生まちなか温み処」を公共施設10か所で実施
- ・ 12月の地球温暖化防止月間に合わせ、地球温暖化防止セミナーと市民団体と協力した市役所ロビー展を実施

- ・ 公共施設においてLED電球、省エネ設備などの導入を行いました。
導入した場所の例：もくせい会館、扶桑会館、福祉センター、子ども応援館（ふれあいひろば、地域活動室）、防災食育センター、福生第三小学校、福生第五小学校講堂、市営競技場管理棟

③省エネカーの普及

公用車の既存車両を環境性能に優れた車両に買い替え、温室効果ガスなどの排出低減に努めました。（平成28年度から令和元年度にかけて6台の車両を入替え）

電気自動車用急速充電器を24時間一般開放し、電気自動車の普及を目的として運用を図ってきましたが、民間などでインフラ整備が進み利用が減少したため、令和元年度で廃止しました。

④自転車のまちづくり

自転車マナーアップキャンペーン広報活動を福生警察署及び交通安全推進委員会の協力により行いました。

中学校において、スタントマンが事故現場を再現する交通安全教室を実施しました。

放置自転車・バイクへの対策として、主に駅前での自転車所有者への放置防止指導業務、実際に放置された自転車の撤去、保管場所での管理業務をシルバー人材センターに委託して実施しました。

⑤公共交通の利用促進

JRを含む公共交通機関の利用促進のため、ダイヤ改正や駅施設の整備など利便性向上に関する事項について、関係する各種協議会などを通じて要請しました。

⑥気候変動への適応

平成30年度には地域防災計画の改定を反映した福生市防災マップ・多摩川洪水内水ハザードマップを全戸配布しました。ホームページにも掲載し、市内転入者に対しても漏れなく配布しました。（再掲）

オール東京62市区町村共同事業が実施する「オール東京62気候変動適応策研究会」に参加するなど、国や他自治体の取組などの情報の収集に努めました。

【課題】

- ✓ これまでの取組の中で「地球温暖化対策の枠組み」については明確になってきたため、今後は部門別の対策をより具体的に進めるための施策を展開していくことが重要です。
- ✓ 市民一人ひとりがライフスタイルを大きく転換することで地球規模の課題に貢献できることの意識を共有化し、ライフスタイル転換を後押しする施策を重点的に実施していく必要があります。
- ✓ 普及啓発については、市内事業者と連携して効果的に行うことが必要です。また、これまで十分に実施できなかった事業者における対策の支援も進めていかなければなりません。
- ✓ すでに生じている、あるいは近い将来起こり得る気候変動の影響をいかに受け止めるか、いわゆる「気候変動への適応」について具体的な検討を行い、実践に移すことが喫緊の課題です。

3-1節 環境教育・学習の推進

目標	環境基本計画を推進するための合意の形成や環境まちづくりを担う人材発掘のきっかけづくり、施策の実効性を確保するため、環境教育・学習の総合的な展開を進めます。
----	---

【目標の達成状況】

環境学習について各所管により様々な事業が実施され、学習機会の提供、人材の発掘・育成が行われました。

各学校における地域の特色を生かした環境学習も充実しています。

「ふっさ環境市民会議」の発足や環境リーダー募集など、人材のネットワーク化に向けた動きも進められました。

【施策の実施経過】

①学校における環境教育の推進

学校での環境教育を充実するため、教員1年目、2年目の教員及び関心のある教員を対象に、環境学習教員研修を実施しました。また、観察・実験などの支援を行う理科支援員を配置しました。

小学4年生の社会科学習に活用する副読本「ごみのゆくえ」を全小学校に配布し、各学校で活用することで、ごみ問題に関わる継続的な学習を推進しました。（再掲）

総合的な学習の時間などに学習活動市民講師による指導を実施しました。

②地域における環境学習の推進

自然の状況やごみの問題、地球環境問題などについて知り、行動のきっかけを作る情報発信の機会として、次の事業を毎年行いました。

- ・ 毎年6月にふっさ環境フェスティバルを開催
- ・ 「福生市の環境」を発行
- ・ 市民編集委員と協働し「かんきょう通信」を発行
- ・ 市民団体と協働し、地球温暖化防止月間におけるセミナー、市役所ロビーによるパネル展示の実施、「環境と共生のまちづくりセミナー」などを実施

子どもや親子を対象とした学習機会として、次の事業を毎年行いました。

- ・ 夏休み子ども見学会の実施
- ・ 文化の森において自然観察会を開催
- ・ 市民団体と協働し、「熊川分水たんけん隊」を実施
- ・ 市民団体と協働し、「ジュニア自然体験教室」を実施

大人の学習意欲を引き出し、楽しみながら学び行動できる機会として、次の事業を毎年行いました。

- ・ 公民館の行事での草木を利用した作品作りや、自然観察会、伝統文化講座などを実施
- ・ 市民団体の協働で「熊川分水に親しむ講座」を実施

③環境学習を支える人材の確保

平成 28 年に「ふっさ環境市民会議」が発足し、環境学習を支える人材のネットワーク化が進みました。

平成 29 年度より環境学習に関する事業・活動を行う福生市環境リーダーの認定を開始し、令和元年度には 14 人となりました。

【課題】

- ✓ あらゆる市民活動においてメンバーの高齢化・固定化などが課題となっています。学習機会の継続的な提供による関心の喚起、人材育成、活躍の場の確保といった、人材確保のサイクルを確立することが求められます。

第2章 第3期中期実施計画の施策

第3期中期実施計画のポイント

第3期中期実施計画は現行の環境基本計画の最終ステージになることから、環境基本計画における「長期目標」の達成に向けた取組を展開していくこととなります。

令和元年10月には市民アンケートを実施し、福生市の環境の状況や施策に対する評価・ニーズを把握しました。また、近年の国内外の環境政策に関する動向や社会情勢について整理しました。こうして得られた最新の市民ニーズや社会動向と第2期中期実施計画までの達成状況を踏まえて、「長期目標」に向けた施策を実施していきます。

しかし、環境基本計画を策定した当時とは社会情勢も行政の置かれている状況も大きく異なり、長期目標の中には現状と沿わないものや、行政の規則や枠組みの中では実現が難しいものもあります。そのため、第3期中期実施計画の目標設定に際しては、環境基本計画の長期目標を基本とし、社会情勢や市政の実態と整合するように指標及び目標値を定めるものとします。

《取組指標》

市の施策の効果を測るための指標。

当該分野の複数の施策・事業の効果として改善が期待できるもので、施策の進展状況を評価するために活用します。

《施策》

本計画に基づき実施する毎年度の施策については、「どの程度の成果を生んだか」を把握して、上位目標との関係を意識しながら取り組みます。

「★」パートナーシップ事業

行政以外の主体が関わることで相乗効果が生まれる事業を位置付けています。

「取組指標」、「施策」のいずれも結果が良ければ問題はないというのではなく、その他の状況も勘案して総合的に計画の進捗を評価する必要があります。

第1節 自然の保全・再生

1 自然の水循環、多摩川の保全・再生

基本的な考え方

多摩川は、福生市の自然環境を代表する空間であり、多くの市民が親しみを持って関わっています。市内でもっとも連続性のある自然環境であり、多様な生物にとって貴重な生息地となっています。カワラノギクをはじめとする希少種の保護は、市民の理解のもと適切な関わり方で進めていかなければなりません。

その一方で、近年の気象災害の激甚化から市民の生命・財産を守るため、適切な整備を進めることも必要です。

多摩川の清流と生物多様性を維持しつつ、市民の安全を守るため、河川管理者である国をはじめ関係機関に働き掛けを継続するとともに、市民や事業者が日頃から「水のゆくえ」を意識し、水循環・水質の維持・保全への行動を取れるよう、効果的な普及啓発を実施します。

目標

- ・ 市民の自然体験や憩いの場として、また多様な生物のすみかとして、適切に保全します。
- ・ 市民や事業者が、河川や湧水と自らの生活や事業活動の関わりを認識し、水循環・水質の維持に取り組めるようにします。
- ・ 希少種の保護活動をパートナーシップで進め、多摩川保全のあるべき姿についての対話の機会を創出します。

《取組指標と目標値》

取組指標	現状値 (R1)	目標値 (R5)
河川環境や水環境に関心を持っている市民の割合	24.0%	40%
水生生物による水質判定結果 (水質階級)	I (きれいな水)	I (きれいな水)
カワラノギクプロジェクトの市民認知度	45.5%	70%
多摩川に関連する学習活動への参加人数	830人	現状維持

※ 表中の「R」は令和の略であり、原則、年度を表記する。

《施策》 ★印はパートナーシップ事業

施策名	担当課	内容
①水質汚濁防止	道路下水道課	下水道法に基づく市内事業者に対する指導を継続します。また、特定施設以外の排出源に対する規制が課題であることから、発信時期・方法を検討するなど、周知を工夫します。
②河川維持水量の確保	まちづくり計画課	河川維持水量について状況の変化を注視し、現況把握を続けていきます。

③湧水の保護	まちづくり 計画課	関係する団体との意見交換会において、市内の湧水群及びその周辺環境の保全について情報の収集と共有を行い、異変があった際に対策を検討し、実行できる体制を整えておきます。
	環境課	★大学との協働により水質検査を継続して行うとともに、結果の公表についても検討し、市民に対して湧水の現状の周知・意識啓発を図ります。
④地下水のかん養・冠水防止	道路下水道課	宅地開発事業者に対して、宅地内浸透の指導を継続するとともに、一般家庭を対象とした雨水の浸透ます、貯留槽の助成を行うことで、雨水の宅地内処理を促進します。
	環境課	東京都環境確保条例に基づき、事業者に対する地下水の揚水量指導に努めます。
⑤水循環の学習促進	道路下水道課	多摩川上流水再生センターの見学などにより、下水道や雨水ますと河川のつながり、地下水保全などに関する学習機会を提供します。学校での関連学習の実施時期に合わせて見学会をPRすることで参加者を拡大し、福生市の現状について併せて伝えていきます。
⑥水害予防対策	まちづくり 計画課	近年の自然災害などの状況を踏まえ、引き続き多摩川整備促進協議会を通じて国土交通省に対し整備促進を要望していきます。 災害対策工事の際には、生き物の生息地の保全や親水性の維持など、重視すべき環境配慮内容について環境課を通じて把握するなどし、整備促進と併せて要望していきます。
⑦川の自然観察などの促進	環境課	★市民が自然や生物への興味・理解、流域思想を持ち、より主体的に学習や保全活動に取り組めるよう、福生水辺の楽校や小中学校における多摩川の総合学習支援など、様々なプログラムを実施します。 また、環境活動が継続されるよう、環境リーダーの育成も引き続き実施します。
⑧河川環境保全活動の推進	施設公園課	★市民と京浜河川事務所との協働で河川一斉清掃を実施し、河川植生の再生を支援します。
	環境課	★市民、研究者、行政が協力しカワラノギクの絶滅を回避するための「カワラノギクプロジェクト」を継続実施します。プロジェクトの市民認知度の更なる向上に努めます。
⑨多摩川に関する学習拠点の運営	環境課	★水辺の楽校の拠点及び環境学習・研究などの場として、川の志民館の管理運営を行います。

2 都市の自然の保全・再生

基本的な考え方

樹林地の少ない福生市において、立川段丘崖、玉川上水沿い、拝島段丘崖、多摩川沿いの4つの帯（4つの樹林帯）は、重要な緑の軸となっています。四季折々の安らぎを感じる景観はもちろん、生物多様性の観点からも樹林帯としての連続性が損なわないようにしなければなりません。都市緑地や公園として守られているこれらの樹林帯を、市民の参画の下、適切に管理していくことが必要です。

市街地ではアライグマ・ハクビシンなどの外来生物が多く目撃されるようになってきました。市民との協力体制を強化し、外来種を駆除・防除することで在来の動植物を守り、住宅都市型の生物多様性保全の在り方を構築していきます。

目標

- ・ 公園や緑地の管理・保全に関わる市民との情報共有を密にし、保全や公園施設の長寿命化に関する方針を明確にして取り組みます。
- ・ 残された緑をしっかりと守るため、各種条例や要綱に沿った適切な対応を取ります。
- ・ 外来生物の駆除・防除の取組を強化します。

《取組指標と目標値》

取組指標	現状値 (R1)	目標値 (R5)
保存樹林地面積	2,969 m ²	現状維持
市と市民の協働によって緑と水の質が高められている場所	60 か所	現状維持
市域に占める空から見た緑と水の割合	29.7% (H30)	現状維持

《施策》 ★印はパートナーシップ事業

施策名	担当課	内容
①樹林地などの開発抑制・保全	まちづくり計画課	宅地開発等指導要綱などに基づき、該当する案件について緑化や植樹の指導を行います。
	環境課	緑を守り育てる条例に基づき、保存樹林地などの指定及び奨励金の交付を通じて保全を図ります。 また、定期的に所有者の状況確認を行うことで維持につなげるとともに、市内に残された樹林地の価値を市民が認識・共有できるような取組について検討します。

	環境課	緑を守り育てる条例に基づき、生垣設置などに係る補助を継続します。補助制度がより有効に活用されるよう、交付条件の変更を検討します。広報掲載だけでなく、近隣のハウスメーカー、工務店などに情報提供し、制度の活用を図ります。
②街区公園などの維持管理	施設公園課	★緑の基本計画などに基づき、市街地の身近な公園を適正に維持管理します。また、公園ボランティアなどの情報交換を促進し、公園や雑木林における生物多様性の状況の共有、公園の特性に応じた管理方法の検討、公園設備の長寿命化に向けた方針の検討を行います。
③自然再生事業の展開	施設公園課	★都市計画公園や都市緑地などの樹林地や草地などにおける萌芽更新など自然再生の取組を推進します。従来の植生に配慮し、その場所に適した手法による保全を進めます。 整備事業の実施に際して市民意見を聴取する仕組みを作り、その上で行政、市民ボランティア、委託事業者の役割と作業分担を明確にし、効果的な取組を進めます。
④外来生物・野生生物への対応	環境課	★市域内のアライグマ、ハクビシンを駆逐するため、「東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画」に同意し、広域的な視点を踏まえ、取組を継続します。市民への周知・情報共有を強化していきます。
	環境課	★市域内のクビアカツヤカミキリを駆逐するため、施設管理者との協力体制を徹底し対応を行います。また、近隣自治体と協調し、広域的な視点を踏まえ、取組を継続します。市民への周知・情報共有を強化していきます。
	環境課	★地域猫制度への理解・協力の促進とモデル地区の拡充を図るため、町会、自治会長宅をボランティア団体と共に訪問します。また、飼い主のいない猫に起因する相談、苦情などの減少を目指し、ボランティア団体が取組を継続できるよう支援します。

第2節 潤い豊かな安心できるまちの創造

1 福生らしい景観、資源を生かすまちづくり

基本的な考え方

狭い市域の中に多様な表情があることが福生市の大きな特徴であり、自然・歴史・文化が相互に関わりあって形成された様々な「福生らしい景観」を、市民は日々の暮らしの中で大切に感じています。

景観資源を守り、活用して多くの市民がこれに触れることで、また保全の気運を高めていくという好循環が生まれることが期待できます。関連する市民団体などと協力しながら景観資源を適切に管理するとともに、身近な生活圏内の美化活動を着実に進めていきます。

目標

- ・ 市民からの意見などを鑑みながら、福生らしい景観を保全します。
- ・ 玉川上水や熊川分水など、歴史的・自然的景観資源と市街地を結ぶ散策ルートが市内外の多くの人に活用されるよう、環境整備と機会創出を行います。
- ・ 各種団体などによる美化活動を継続し、ごみのポイ捨てや歩行喫煙などのない美しいまちの実現を地域ぐるみで目指します。

《取組指標と目標値》

取組指標	現状値 (R1)	目標値 (R5)
福生らしい景観の保全に満足している市民の割合	63.5%	70%
熊川分水の保全予定区間における協定締結数	6か所	現状維持
景観資源を活用したプログラムへの参加人数 (くるみるふっさガイドツアー参加者)	147人	160人

《施策》 ★印はパートナーシップ事業

施策名	担当課	内容
①自然・歴史・文化的景観資源の保全・活用	まちづくり計画課	★まちづくり景観推進連絡会やまちづくり景観フォーラムなど、引き続き広く市民の意見を聴取しながら、福生らしい景観の維持に努めます。
	施設公園課	樹木診断や害虫駆除などの適切な管理を実施することにより、多摩川堤防沿いの桜の長寿命化と保全を図ります。
	生涯学習推進課	★文化財・史跡ガイドツアーなど、市民ボランティアガイドの活躍の機会を拡大するとともに、継続したフォローアップを行い、歴史・文化継承のための語り部の育成を進めます。

②屋外広告物の規制	道路下水道課	★違反広告物撤去協力員制度を継続し、道路沿線の捨て看板、街中の貼り紙など景観を阻害する違反広告物の撤去を進めます。
③清潔で美しいまちの維持	環境課	★清潔で美しいまちづくり条例に基づくマナーアップ指導員を効率的に配置し、条例周知と清潔の保持に努めます。また、海ごみゼロウィークにおける全国一斉清掃活動などへの積極的な参加を行います。
	道路下水道課	★道路美化ボランティア制度などにより、市民と協働した維持管理を継続します。
	協働推進課	★町会・自治会が行う、環境衛生に関する事業を含む各種事業を、交付金により支援します。
④散策路ネットワークの活用	シティセールス推進課	インバウンドを含む市外からの来訪者に福生の魅力を伝えるため、玉川上水や熊川分水をはじめとする歴史的・自然的景観資源と市街地を結ぶ散策ルートを活用したツアーの実施や案内板の書換えを行います。
⑤熊川分水を生かすまちづくり	まちづくり計画課	市民との情報共有により、熊川分水の保全に向けた措置を講じます。
	道路下水道課	熊川分水保全事業の協定に基づき、維持補修を継続して行います。
	公民館	★熊川分水の歴史的価値を市民が認識し、保全への理解を高める機会として、講座を企画・実施します。

2 安心して歩ける道・緑のまちづくり

基本的な考え方

市民が安心して集い、生活を楽しめるまちづくりのため、ハード整備の観点からは市道における歩道の確保やバリアフリー化、公共施設におけるバリアフリー設備の導入を進めてきました。ソフトの観点では、新規創業を支援することで新たな「商い」が人の流れを生み出すことが期待できます。

住宅都市において農地や宅地介在山林は重要な緑の拠点ですが、所有者の事情もあり永続的に守っていくことが難しい状況にあります。今ある農地や樹林の維持に努めること、また宅地開発や公共施設の整備に際して緑化や植樹を可能な限り行うことで、まちなかに「緑の点」を確保し、これが点在することで市民が日常的に緑に触れる機会を確保していきます。

市街地への人の流れやにぎわいを創出するとともに、花や緑があふれる落ち着いた生活空間を形成することで、選ばれる・住み続けられるまちを目指します。

目標

- ・ 市道や公共施設のバリアフリーについて、関連計画に沿って着実に進展させ、維持管理を行います。
- ・ 市街地のにぎわい創出のため、商店街などによるイベントの支援や空き店舗を活用した新規創業の支援を行います。
- ・ 現存する農地や樹林の維持を所有者に働き掛けるとともに、宅地開発などに際して緑化や植樹、生垣設置などによる緑の確保を図ります。
- ・ 花いっぱい運動など、身近な所で花や緑に触れる機会を継続して作ります。

《取組指標と目標値》

取組指標	現状値 (R1)	目標値 (R5)
空き店舗を活用した新規創業数	—	累計6件
緑視率	約3% (H25)	約8%
市域における農地の減少率	年平均2.35% (12.1ha)	年平均2% (11.3ha)
保存生垣延長	2,661m	現状維持

《施策》 ★印はパートナーシップ事業

施策名	担当課	内容
①地域バリアフリーの推進	社会福祉課	公共施設のバリアフリー化について、事業担当課への情報提供を継続して行うとともに、一般市民に対する情報発信なども行い、意識の啓発に努めます。
②中心商業地区の安全化・快適化	シティセールス推進課	商店街によるにぎわい創出の取組を支援するとともに、空き店舗を活用した創業支援を行います。

③生活道路の安全化	道路下水道課	★P T A、警察、教育委員会、道路管理者などと共に点検を行い、市内の危険箇所や補修を必要とする箇所を定め、交通管理者と協議の上、安全対策を行います。
④耐震化の促進	まちづくり計画課	耐震改修促進計画に基づき、引き続き住宅の耐震改修を呼び掛けていきます。また、緊急輸送道路沿道の建築物については、所有者との定期的な現状共有を行います。
⑤住宅や事業所などの緑化	まちづくり計画課	宅地開発等指導要綱などに基づき、該当する案件について緑化や植樹の指導を行います。（再掲）
⑥公共施設などの緑化	まちづくり計画課、施設公園課、教育総務課	公共施設については可能な限り緑地を確保するとともに、緑化を推進します。
⑦生産緑地の保全・活用	シティセールス推進課	農業振興計画に基づき、生産緑地など農地を保全するとともに、営農への意欲向上を図るなど都市農業への支援策を検討します。
⑧花や緑のあるまちづくり	環境課	花いっぱい運動を通じて、市内美化に取り組む団体及び生産者の支援を継続して行います。 また、ガーデニングや家庭菜園など、家庭における緑化促進のための方策について検討します。 あわせて、業務委託を通じて、環境課が管理を行う花壇を専門事業者により適正に維持管理し、花や緑があふれるまちづくりを継続します。
	環境課	緑を守り育てる条例に基づき、生垣設置などに係る補助を継続します。補助制度がより有効に活用されるよう、交付条件の変更を検討します。広報掲載だけでなく、近隣のハウスメーカー、工務店などに情報提供し、制度の活用を図ります。（再掲）
	シティセールス推進課	市内生産者の状況を踏まえて、草花苗の生産及び配布を行い、花いっぱい運動の実施と農業振興につなげます。

第3節 暮らし方の変革・地球システムへの適合

1 ごみの発生抑制・資源化・適正処理の推進

基本的な考え方

平成 11 年度にスタートした戸別収集により市民の分別意識は向上し、平成 26 年度からは更に資源回収品目の拡大やリサイクルセンターなどでの再資源化なども進展しました。今後は「出たごみをきちんと分ける」ことから「ごみを出さない暮らし」の定着にシフトする必要があります。

食品ロスやプラスチックごみへの市民の関心は高いですが、この関心をごみの発生抑制につなげるためには、市内の事業者との連携も必要です。

目標

- ・ あらゆるメディア・ツールを活用し、ごみの発生抑制につながる情報発信を強化します。
- ・ 食品ロスやプラスチックごみなど社会的関心が高まっている課題について、重点的に発生抑制のための普及啓発を展開します。
- ・ 市民の「ごみを出さない暮らし」を積極的に推進するとともに、事業活動の中で廃棄物の発生抑制に積極的な事業者や団体などを支援し、まちぐるみでの取組気運を高めます。

《取組指標と目標値》

取組指標	現状値 (R1)	目標値 (R5)
ごみ総排出量	16,365 t	16,108 t
総資源化率	34.3%	38.8%

《施策》

施策名	担当課	内容
①ごみを減らす生活の呼び掛け	環境課	広報ふっさや市ホームページ、清掃だよりに加えて、新たに開始する福生市公式アプリ内のごみ・リサイクル情報を活用して、情報発信に努めます。 特に、食品ロスやプラスチックごみについての家庭における発生及び排出抑制に関する情報発信を強化していきます。
②事業系一般廃棄物の減量	環境課	提出された廃棄物・再利用物処理計画書への指導や収集段階における直接指導により、事業系一般廃棄物の減量化・資源化及び適正排出に努めます。
③ごみに関する学習機会の提供	環境課	小学4年生の社会科学習に活用できる副読本「ごみのゆくえ」の作成において、ごみ処理・資源化の流れに加え、家庭におけるごみや資源の発生及び排出抑制の推進に向けた内容を充実させます。

④分別による資源化	環境課	ごみと資源の適正な分別排出と資源化へ向けて、適正排出を周知徹底するとともに、食品ロスやプラスチック削減などの取組を継続実施します。
⑤バイオマス資源化	環境課	食品ロス削減に向けた更なる周知を進めるとともに、生ごみ堆肥化容器貸与制度などの活用促進に向けて市民へ広く周知し、家庭における生ごみの発生及び排出抑制、資源化を促進します。
⑥地域リサイクルシステムの強化	環境課	地域での資源リサイクルシステムとして、資源回収実施団体報償金制度を継続します。
	シティセールス推進課	市民団体によるフリーマーケットの広報協力を継続します。
⑦適正な中間処理・最終処分の推進	環境課	リサイクルセンターにおける不燃廃棄物などの資源化を継続して実施し、選別の徹底による適正処理に努めます。

2 地球環境問題・公害等への取組

基本的な考え方

福生市地域新エネルギービジョン（平成 16 年度）において「平成 15 年度基準で令和 12 年度までに温室効果ガス排出量を 50%削減する」ことを努力目標に掲げており、これが福生市のCO₂削減目標の基盤となってきました。これは政府の定め²と比較しても依然として高いレベルの目標です。一方、世界の動きとしては今世紀半ばまでにCO₂の排出量を「実質ゼロ」にすることが求められるようになっており、一層の取組が必要です。

また、CO₂の排出削減を最大限努力しても、ある程度の気候変動の影響は避けられないとされており、福生市も局地的大雨や大型台風の上陸・接近など、厳しい気象災害を既に受けています。

地球温暖化への取組は、市民・事業者に対する働き掛け、市有施設での低炭素・脱炭素化に向けた取組の継続と合わせ、気候変動への適応についても具体的な動きを進めていきます。

公害などへの取組としては、市民の健康・安全が守られるよう引き続き環境基準等の達成に向けたモニタリングを通じて適切な把握・公開をしていくとともに、新たな環境問題を起因する有害化学物質などについては、国や都の動向に注視し、情報収集に努めます。また、騒音については関係機関への粘り強い要請を継続します。

目標

- ・ 地球温暖化／気候変動の影響が既に現れていること、将来的に深刻化することへの危機感を市民と共有し、効果の高いCO₂排出削減（緩和策）と影響への備え（適応策）の両輪で対策を進めます。
- ・ 市民に対する効果的な情報発信と事業者自身における温暖化対策の推進の両面において事業者との連携を強化します。
- ・ 大気・水・騒音の各基準項目について適切に測定するとともに、市民の健康で快適な生活が守られるよう関係機関への要請を継続します。

《取組指標と目標値》

取組指標	現状値 (R1)	目標値 (R5)
民生家庭部門のCO ₂ 排出量 (横田基地分を除く。)	62,000 t-CO ₂ (H29)	47,471 t-CO ₂
市民一人当たりのCO ₂ 排出量 (横田基地分を除く民生家庭部門)	1,059kg-CO ₂ (H29)	839.7kg-CO ₂
市有施設の温室効果ガス排出量 (市地球温暖化対策実行計画)	4,038,155kg-CO ₂	3,887,232kg-CO ₂

² 地球温暖化防止に関する日本の目標・・・日本政府はパリ協定を受けて、中期的目標として「令和 12 年度の温室効果ガスの排出を平成 25 年度の水準から 26%削減する」ことを決めました。部門別削減目標では、民生家庭部門・業務部門が 40%削減、運輸部門は 25%削減となっています。

取組指標		現状値 (R1)	目標値 (R5)
種別	項目		
環境基準達成率	大気	燃料中硫黄分	100%
		二酸化窒素	100%
	水	地下水	97.4%
		工場排水	100%
	騒音	航空機騒音	50%
		主要な道路騒音	89.1%

※ 現状値及び目標値は、項目ごとの総観測数に対する、基準を達成できた観測数を割合で示したもの（「取組指標の考え方」のP48参照）。

《施策》 ★印はパートナーシップ事業

施策名	担当課	内容
①低炭素型ライフスタイルへの転換	環境課	★市内の一般家庭における効果的・効率的なエネルギー利用を促すため、市民団体や事業者と連携して具体的な省エネ対策に関する情報提供を強化します。 再生可能エネルギーを供給する新電力への切替え、省エネ型家電への買替え促進策（助成、キャンペーン、家電診断など）、ZEHや省エネ住宅、省エネルギーフォームなどに関する情報提供を事業者と連携して住宅タイプ別に進め、快適な暮らしと低炭素型ライフスタイルの両立を促します。
②事業活動における地球温暖化対策	環境課	市内の民生部門排出量は、業務部門が家庭部門の約2倍となっていることから、中小規模事業者に対し、活用可能な支援制度を積極的に情報提供し、事業部門でのCO ₂ 削減対策を促進します。
③市有施設における低炭素化の促進	全部署	第4次地球温暖化対策実行計画に基づき、公共施設におけるエネルギー利用の効率化の取組を継続します。また、あらゆる事務事業において省エネルギーなどの環境配慮を基本とし、市民への情報発信を積極的に行います。
	施設所管各課	市有施設省エネルギー・再生可能エネルギー推進指針を徹底し、設備更新時には省エネ・再エネ機器の導入を進めます。 また、公共施設の移転・新築などに際しては、エネルギー効率を重視した建築設計と、建物のみならず外構緑化、動線の配慮など、周辺環境を利活用した快適な環境づくりを視野に計画します。

	車両所管各課	車両更新時には燃費性能の優れた車両を導入するとともに、公用車使用の抑制（自転車利用、ルート設定の工夫など）とやむを得ず公用車を使用する場合のエコドライブを徹底します。
	財政課	森林整備及びその促進に関する財源として創設された森林環境譲与税の活用を通じて、森林吸収源対策につながる多摩産材を利用した公共施設等の整備を促進します。
④交通の省エネ化	道路下水道課	自転車を利用しやすいまちづくりとして、自転車駐輪場の維持管理、放置自転車対策（放置防止指導、撤去、保管場所での管理業務など）、自転車ナビマークの維持補修を含めた道路の整備等を継続するとともに、自転車乗車時のマナー向上に向けた情報発信や学習機会の提供を行います。
	環境課	サイクルシェアリングシステムについては、経年劣化の状況や利用拡充及び広域連携を含め、今後の実施方法について検討を行います。
	まちづくり計画課	公共交通機関などへの働き掛けにより、公共交通の利便性向上を目指します。
⑤気候変動への適応	環境課、道路下水道課、施設公園課	気候変動により、市民生活に重大な影響を及ぼす可能性のある事項について、影響事例調べなどを通じた市民意識の喚起、自助互助の手法や外国人住民・旅行者に対する情報発信などについて検討します。 また、グリーンインフラとしての活用を踏まえた、街路樹、公園樹木などの管理について検討します。
	防災危機管理課	★防災マップの配布や出前講座などでのマイ・タイムライン作成の啓発など、災害への備えに関する周知を強化していきます。

第3章 計画の推進・まちづくりの展開

第1節 環境教育・学習の推進

基本的な考え方

福生市の環境関連施策は、その大部分が市民の参画・協力を得て実施されているもので、主体性をもって環境活動に関わる市民の存在が、福生市の環境の保全・改善への取組を支えています。自然や歴史・文化への関心を持ち、環境の変化を自分事と捉えて行動できるよう、市民意識を揺り起こすことは、今後もより重要になってきます。また、そこから継続して環境活動を行い、環境まちづくりに積極的に関わっていくリーダーの育成も継続する必要があります。

各学校ではそれぞれの立地と地域人材を生かした特徴的な環境学習が継続されており、これを支える制度も確立しています。今後は「持続可能な地域づくり」の視点から、コミュニティ・スクールの仕組みも生かして人材育成を進めること、子供からシニアまで連続した学習・活動の場を創出することを目指します。

目標

- ・各学校及び各所管で実施している環境学習を継続し、近年の課題も捉えて充実させていきます。
- ・部署間・施策（事業）間の連携により、学習効果を高めます。
- ・環境リーダー制度の拡充を図るとともに、人材の横の連携の可能性を探ります。

〈取組指標〉

環境教育・学習の成果は各分野の施策の結果として現れてくるものと考え、ここでは取組指標を設定しません。個別の施策（事業）については、年度ごとに目標を設定し、達成状況を評価していきます。

〈施策〉 ★印はパートナーシップ事業

施策名	担当課	内容
①学校での環境教育の推進	環境課	環境学習教員研修を継続し、教員を通じて、児童・生徒の環境に対する理解を深め、環境問題や環境保全などに対して主体的に関われる人材を育成します。
	教育指導課	学習指導要領に基づく環境教育と合わせて、地域の特色を生かした学校独自の環境学習の取組を支援します。 コミュニティ・スクールの仕組みも活用し、環境学習など、持続可能な地域づくりのための人材育成を進めます。

②地域における 環境学習の推進	環境課	<p>各種イベントなどを活用し、市民に環境関連の情報発信を行います。</p> <p>また、「かんきょう通信」や「福生市の環境」の作成など、市民団体との協働による事業を引き続き実施します。</p> <p>あわせて、食品ロス削減やプラスチック問題などのパネル展示や市公式アプリなどを活用した情報発信を行います。</p>
	生涯学習推進課	<p>子どもや親子を対象とした市内外のフィールドでの環境学習を継続して実施していく中で、参加した子どもや親子の環境や郷土に対する関心を高め、継続的な関わりにつなげるよう、事業間の連携を強化します。</p>
	公民館	
	公民館	
③環境学習を支える人材の確保	環境課	<p>★ふっさ環境市民会議など、既存の団体の支援を通じて活動の拡充を図るとともに、福生水辺の楽校などの運営を通じたボランティアスタッフの育成を継続して行います。</p> <p>あわせて、環境リーダー制度の更なる拡充を図るとともに、他部署における人材登録制度の状況も踏まえ、連携の可能性を検討します。</p>

第2節 計画の推進

計画の着実な進捗を図るため、以下の手順で定期的な評価を実施します。

①年度実行計画の作成

本計画に記載された施策について、各担当課が年度ごとに実施する事業を設定し「実行計画」を作成します。実行計画の作成に当たっては、第3期中期実施計画の目標を達成するために必要な取組を3年間で着実に遂行することを想定して、当年度の実施内容を検討します。

実行計画には、分野名、施策名、施策の内容、事業名、年度計画（具体的な事業実施内容）、当年度の目標、担当課・係、事業予算を記入します。当年度の目標は、可能な限り定量的な把握ができるものとします。

パートナーシップ事業として位置付けられているものについては、協働先との十分な協議の上、パートナーシップの質を高めることも目指して事業の計画を立てます。

なお、各事業は、SDGs実施のための主要原則³（ここでは「参画型」・「統合性」・「透明性と説明責任」）を意識した上で計画することとし、各担当課で計画された事業について、事務局（環境課）で取りまとめます。

②事業の実施

①で作成した年度実行計画に基づき、各担当課において事業を実施します。

③事業実績の報告

A. 年度実行計画進捗状況報告

会計年度終了後に、各担当課が当年度実行計画に基づく事業の実績について整理します。実績報告には、当年度の事業実施結果、決算額、目標の達成状況、翌年度及び翌々年度の事業の計画を記入します。

事務局（環境課）は各担当課から提出された実績報告を取りまとめます。

※パートナーシップ事業に位置付けられた事業については、環境マネジメントシステム（F-e）の監査対象となるため、当年度末に「環境協働報告書」を作成します。

B. 取組指標達成状況報告

各分野の施策に関連する「取組指標」の実績値について、事務局（環境課環境係）が各担当課や関係機関から情報を集約します。

※本計画以外の計画で数値を把握することになっている取組指標とその関連事業については、当該計画の進捗管理における実績報告の内容を記入します。

³ SDGs実施のための主要原則・・・SDGs（Sustainable Development Goals）は、平成27年9月に「国連持続可能な開発サミット」にて採択された、平成27年から令和12年までの長期的な開発の指針であり、17のゴールと169のターゲットで構成されている。政府は平成28年12月にSDGs実施指針を策定し、SDGsの理念・原則から、SDGsへの取組を実施するための主要原則として「普遍性」「包摂性」「参画型」「統合性」「透明性と説明責任」を示している。

④環境審議会及び環境事業推進会議での検討

環境審議会及び環境事業推進会議（座長：生活環境部長）において、各担当課による実績報告（自己評価結果）と取組指標の達成状況をレビューします。また、各分野に関わる市内の環境の状態を総合的に評価し、施策の進展と環境状態を踏まえて、次年度以降の事業内容や目標設定について意見を述べます。

⑤評価結果のフィードバックと公開

④での討議結果や意見は、各担当課にフィードバックします。

年度実行計画の実績報告は、ホームページに掲載して市民に公開します。また「福生市の環境」において主要事業の実施内容を掲載します。

また、事務局（環境課）は計画の進捗状況に関する市民意見を受け付け、関係部署などにこれを通知して施策・事業の改善につなげます。

資料：策定経過

福生市環境基本計画第3期中期実施計画改定の記録

令和元年 10月～12月	・「環境に関する市民アンケート」の実施
令和2年 4月～7月	・第3期中期実施計画の策定方針・スケジュールの調整 ・第3期中期実施計画の構成（案）の作成
7月7日	・第1回環境事業推進会議で第3期中期実施計画の考え方や留意点、策定スケジュールを確認
8月3日	・第1回環境審議会で第3期中期実施計画の考え方や留意点、策定スケジュールを確認
7月～8月	・第2期中期実施計画の施策・事業所管課長等と、目標の達成状況と今後の方向性等についてのヒアリングの実施
10月	・ヒアリングを踏まえた第3期中期実施計画（素案）の作成に向けた担当課からの意見聴取 ・第3期中期実施計画（素案）の作成
11月6日	・第2回環境事業推進会議で第3期中期実施計画（素案）の審議
11月18日	・第2回環境審議会で第3期中期実施計画（素案）の審議
11月24日	・庁議で第3期中期実施計画（案）について協議
令和3年 1月	・第3期中期実施計画（案）に対するパブリックコメントの実施
2月 （書面開催）	・第3回環境事業推進会議で第3期中期実施計画（案）の審議 ・第3回環境審議会第2期中期実施計画（案）の審議
2月18日	・庁議で第3期中期実施計画について協議・策定

資料：取組指標の考え方

1. 自然の保全・再生

(1) 自然の水循環、多摩川の保全・再生

取組指標	現状値 (R1)	目標値 (R5)	目標設定の考え方、計算方法	データ出典	担当課
河川環境や水環境に関心を持っている市民の割合	24.0%	40%	環境に関する市民アンケート（令和元年度実施、以下「R1アンケート」）において、本課題について「市が力を入れて取り組むべき」の回答率が39.9%であったため、関心度を同程度に引き上げることを目指します。	市民アンケート（令和5年度実施予定）	環境課
水生生物による水質判定結果（水質階級）	I （きれいな水）	I （きれいな水）	水辺の楽校で参加者とともに実施している生物調査の結果から判定される水質を、最上級のI（きれいな水）とします。すでに水質階級Iに属する生物が観測できることから、現状維持を目標とします。	国土交通省京浜河川事務所	環境課
カワラノギクプロジェクトの市民認知度	45.5%	70%	R1アンケートにおいて、環境に関する取組（全項目）の認知率の平均が70.9%であったため、認知度を平均程度に引き上げることを目指します。	市民アンケート（令和5年度実施予定）	環境課
多摩川に関連する学習活動への参加人数	830人	現状維持	水辺の楽校、多摩川サポーターズ、多摩川をテーマとした各学校での環境学習などへの参加者の延べ人数とします。	環境課調査	環境課

(2) 都市の自然の保全・再生

取組指標	現状値 (R1)	目標値 (R5)	目標設定の考え方、計算方法	データ出典	担当課
保存樹林地面積	2,969 m ²	現状維持	保存樹林地指定の対象樹林地面積（一般山林、宅地 介在山林の合計）とします。新規指定の候補地がない ことから、現状維持に努めます。	環境課調査	環境課
市と市民の協働によって緑と 水の質が高められている場所	60 か所	現状維持	公園、多摩川河川敷公園、市民農園と市民ボランテ ィアによる保全活動が実施されている場所の合計 とします。新規取組と活動中止を相殺して現状維持 を目指します。	環境課調査	環境課
市域に占める空から見た緑と 水の割合	29.7% (H30)	現状維持	緑が地表を覆う部分に公園区域・水面を加えた面積 の割合で、都が5年おきに調査しています。 緑の基本計画の管理指標として設定されています。	みどり率調査 (東京都、令和5年 度実施予定)	環境課

44

2. 潤い豊かな安心できるまちの創造

(1) 福生らしい景観、資源を生かすまちづくり

取組指標	現状値 (R1)	目標値 (R5)	目標設定の考え方、計算方法	データ出典	担当課
福生らしい景観の保全に満足 している市民の割合	63.5%	70%	R1 アンケートにおいて本項目の満足度が63.5%で あったため、ここからさらに引き上げることを目指 します。	市民アンケー ト（令和5年 度実施予定）	環境課
熊川分水の保全予定区間におけ る協定締結数	6 か所	現状維持	新規締結の候補地がないことから、現状維持に努め ます。	まちづくり計 画課調査	まちづく り計画課
景観資源を活用したプログラ ムへの参加人数（くるみるふっ さガイドツアー参加者）	147 人	160 人	景観資源の活用を促進するため、くるみるふっさが 実施するガイドツアーの参加者を拡大することを 目指します。	くるみるふっ さ活動報告書	シティセ ールス推 進課

(2) 安心して歩ける道・緑のまちづくり

取組指標	現状値 (R1)	目標値 (R5)	目標設定の考え方、計算方法	データ出典	担当課
空き店舗を活用した新規創業数	—	累計6件	創業支援事業を活用して新規創業した件数の累計とします。	シティセールス推進課	シティセールス推進課
緑視率	約3% (H25)	約8%	緑視率は、人の視界に入る緑の割合のことです。駅前など人が集まる地点を特定して計測しています。緑の基本計画の管理指標として設定されています。	まちづくり計画課調査（令和4年度実施予定）	まちづくり計画課
市域における農地の減少率	年平均2.35% (12.1ha)	年平均2% (11.3ha)	相続等の影響で減少傾向にあることから、できるだけ維持に努めます。農業振興計画における目標として設定されています。	固定資産概要調書	シティセールス推進課
保存生垣延長	2,661m	現状維持	生垣設置等補助金制度を活用して生垣を設置した累計とします。新規設置と廃止を相殺して現状維持を目指します。	環境課調査	環境課

3. 暮らし方の変革・地球システムへの適合

(1) ごみの発生抑制・資源化・適正処理の推進

取組指標	現状値 (R1)	目標値 (R5)	目標設定の考え方、計算方法	データ出典	担当課
ごみ総排出量	16,365 t	16,108 t	一般収集によるごみと資源の総量です。 一般廃棄物処理計画では令和13年度に14,824 tを目標としており、ここから令和5年度の水準を設定しました。	環境課調査	環境課
総資源化率	34.3%	38.8%	総資源化率は、1年間に集めたごみ等（資源回収を含む）が資源としてリサイクルされた割合です。資源収集量＋収集後資源化量＋集団回収量／総排出量（集団回収量含む）で計算します。 一般廃棄物処理計画では令和13年度に42%を目標としており、ここから令和5年度の水準を設定しました。	環境課調査	環境課

(2) 地球環境問題・公害等への取組

取組指標	現状値 (R1)	目標値 (R5)	目標設定の考え方、計算方法	データ出典	担当課
民生家庭部門のCO ₂ 排出量 (横田基地分を除く。)	62,000 t-CO ₂ (H29)	47,471 t-CO ₂	新エネルギー詳細ビジョンによる令和12年度の民生家庭部門の排出目標量(平成15年度排出量74,000 t × -44.6% = 40,996 t)と平成29年度排出量から1年あたりの必要削減量を求め〔(71,000 t - 40,996 t) ÷ 13年間 = 2,308 t〕、令和5年度時点の排出量を求めました(71,000 t - 2,308 t × 6年間 = 57,152 t)。これに福生市人口(57,617人[令和2年1月1日現在])と基地内人口(11,750人)の比0.83を乗じて設定しました。 進行管理上は、オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」が提供する排出量推計値に人口比0.83を乗じて年度ごとの数値を求めます。	みどり東京・温暖化防止プロジェクト、横田基地 FACT SHEET	環境課
市民一人当たりのCO ₂ 排出量(横田基地分を除く民生家庭部門)	1,059kg-CO ₂ (H29)	839.7kg-CO ₂	上で求めた令和5年度の排出量を、第5期総合計画による令和5年の推計人口(56,530人)で除して設定しました。 進行管理上は、上記の年度ごとの数値を当該年度末の住基人口で除して求めます。	環境課調査	環境課
市有施設の温室効果ガス排出量(市地球温暖化対策実行計画)	4,038,155 kg-CO ₂	3,887,232kg-CO ₂	施設所管課から報告される、市有施設の電気、施設燃料と公用車の自動車燃料使用量と公用車の除却台数から求めます。	環境課調査	環境課

環境基準達成率	大気	燃料中硫黄分	100%	100%	項目ごとの総観測数に対する、基準を達成できた観測数を割合で示したもの。 例) 基準達成観測数 2 ÷ 総観測数 4 = 50%		環境課								
		二酸化窒素	100%												
	水	地下水	97.4%												
		工場排水	100%												
	騒音	航空機騒音	50%												
		主要な道路騒音	89.1%												
								<table border="1"> <thead> <tr> <th>A地点</th> <th>B地点</th> <th>C地点</th> <th>D地点</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>12</td> <td>5</td> <td>20</td> <td>10以下</td> </tr> </tbody> </table>	A地点	B地点	C地点	D地点	基準	3	12
A地点	B地点	C地点	D地点	基準											
3	12	5	20	10以下											

福生市環境基本計画 第3期中期実施計画

私たちが変わり、私たちが変える エコシティふっさ

令和3年3月発行

発行・編集／福生市生活環境部環境課

〒197-8501

東京都福生市本町5番地

電話 042-551-1511(代表)

<https://www.city.fussa.tokyo.jp/>

